	電話等サービス契約約款 【現改	比較表】 2023年12月31日現在	
~2023 年 12 月 30 日		2023 年 1:	2月31日~
(令和5年11月24日現在)		(令和5年12月31日現在)	
附 則 (実施期日)		附 則 (実施期日)	
第1条 この約款は、平成11年7月1日か	ら実施します。	第1条 この約款は、平成11年7月1日か	ら実施します。
(契約に関する経過措置)		(契約に関する経過措置)	
第2条 この約款実施の際現に、日本電信電	『話株式会社 (以下「NTT」といいます。)が	 第2条 この約款実施の際現に、日本電信電	電話株式会社(以下「NTT」といいます。)が
電話サービス契約約款、総合ディジタル通信	サービス契約約款又は公衆ファクスサービス	 電話サービス契約約款、総合ディジタル通信	言サービス契約約款又は公衆ファクスサービス
	定により締結している次の表の左欄の契約の		記定により締結している次の表の左欄の契約の
_	行する部分については、この約款実施の日にお		当する部分については、この約款実施の日にお
			ぶ締結した同表の右欄の契約に移行したものと
いて、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。		します。	
加入電話に係る契約 加入電話契約 臨時加入電話契約 着信用電話契約 支店代行電話契約 接続電話契約 共同電話に係る契約	電話等利用契約	加入電話に係る契約 加入電話契約 臨時加入電話契約 着信用電話契約 支店代行電話契約 接続電話契約 共同電話に係る契約	電話等利用契約
メンバーズネット用電話に係る契約 メンバーズネット用電話契約 臨時メンバーズネット用電話契約	電話等利用契約 料金表第1表第2(付加機能使用料)に規定するメンバーズネット機能(利用回線が特定協定事業者の電話サービス契約約款に規定する加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るもののうち、臨時以外のものに限ります。)を利用しているもの料金表第1表第2に規定するメンバーズネット機能(利用回線が特定協定事業者の電話サービス契約約		

第1種総合ディジタル通信サービス に係る契約 第1種契約(基本通信モードによる 通信に係るもの)	款に規定する加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るもののうち、臨時のものに限ります。)を利用しているもの 電話等利用契約	第1種総合ディジタル通信サービスに 係る契約 第1種契約(基本通信モードによる 通信に係るもの)	電話等利用契約
臨時第1種契約(基本通信モードに よる通信に係るもの)		臨時第1種契約(基本通信モードに よる通信に係るもの)	
第2種総合ディジタル通信サービス に係る契約 第2種契約(基本通信モードによる 通信に係るもの) 臨時第2種契約(基本通信モードに よる通信に係るもの)	電話等利用契約	第2種総合ディジタル通信サービスに 係る契約 第2種契約(基本通信モードによる 通信に係るもの) 臨時第2種契約(基本通信モードに よる通信に係るもの)	電話等利用契約
第1種メンバーズネット総合ディジタル通信サービスに係る契約 第1種メンバーズネット契約(基本通信モードによる通信に係るもの)	電話等利用契約 料金表第1表第2に規定するメン バー ズネット機能(利用回線が特定協定 事業者の総合ディジタル通信サー ビス契約約款に規定する第1種契 約又は臨時第1種契約に係るもの のうち、臨時以外のものに限りま		
臨時第1種メンバーズネット契約 (基本通信モードによる通信に係るもの)	す。)を利用しているもの 料金表第1表第2に規定するメン バーズネット機能(利用回線が特定 協定事業者の総合ディジタル通信 サービス契約約款に規定する第1 種契約又は臨時第1種契約に係る もののうち、臨時のものに限りま す。)を利用しているもの		
第2種メンバーズネット総合ディジタル通信サービスに係る契約 第2種メンバーズネット契約(基本通信モードによる通信に係るもの)	電話等利用契約 料金表第1表第2に規定するメン バーズネット機能(利用回線が特定 協定事業者の総合ディジタル通信		

<u>臨時第2種メンバーズネット契約</u> (基本通信モードによる通信に係 るもの) サービス契約約款に規定する第2 種契約又は臨時第2種契約に係る もののうち、臨時第2種契約以外に 係るものに限ります。)を利用して いるもの

料金表第1表第2に規定するメンバーズネット機能(利用回線が特定協定事業者の総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する第2種契約又は臨時第2種契約に係るもののうち、臨時第2種契約に係るものに限ります。)を利用しているもの

(選択制による通話料金の月極割引に関する経過措置)

第3条 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している選択制による 通話料金又は通信料金の月極割引は、この約款実施の日において、附則第2条(契約に関 する経過措置)の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する選択制によ る通話料金の月極割引に移行したものとします。この場合において、次の表の左欄の選択 制による通話料金又は通信料金の月極割引は、それぞれ同表の右欄の選択制による通話料 金の月極割引に移行したものとします。

特定市外局番への通話料金の月極割 引 プラン1 プラン2 プラン3	特定市外局番への通話料金の月極割 引利用回線が加入電話設備に係るもの プラン1 プラン2 プラン3
特定市外局番への通信料金の月極割 引 プラン1 プラン2 プラン3	特定市外局番への通話料金の月極割 引利用回線が総合ディジタル通信設 備に係るもの プラン1 プラン2 プラン3
同一場所の回線群を単位とする通話 等に関する料金の月極割引 (テレワイ	同一場所の回線群を単位とする通話 料金の月極割引 (テレワイズ・ワイド)

(選択制による通話料金の月極割引に関する経過措置)

第3条 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している選択制による通話料金又は通信料金の月極割引は、この約款実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する選択制による通話料金の月極割引に移行したものとします。この場合において、次の表の左欄の選択制による通話料金又は通信料金の月極割引は、それぞれ同表の右欄の選択制による通話料金の月極割引に移行したものとします。

特定市外局番への通話料金の月極割 引 プラン1 プラン2	特定市外局番への通話料金の月極割 引利用回線が加入電話設備に係るも の プラン1 プラン2
プラン3	プラン3
特定市外局番への通信料金の月極割 引 プラン1 プラン2 プラン3	特定市外局番への通話料金の月極割 引利用回線が総合ディジタル通信設 備に係るもの プラン1 プラン2 プラン3
同一場所の回線群を単位とする通話 等に関する料金の月極割引(テレワイ	同一場所の回線群を単位とする通話 料金の月極割引 (テレワイズ・ワイド)

ズ・ワイド)	
同一場所の回線群を単位とする通信 料金の月極割引	同一場所の回線群を単位とする通話 料金の月極割引 (テレワイズ・ワイド)
回線群を単位とする通話等に関する 料金の月極割引 (タイプ1)	回線群を単位とする通話料金の月極 割引 (タイプ1)
回線群を単位とする通信料金の月極 割引 (タイプ1)	回線群を単位とする通話料金の月極 割引 (タイプ1)
回線群を単位とする通話等に関する 料金の月極割引 (タイプ2)	回線群を単位とする通話料金の月極 割引 (タイプ2)
回線群を単位とする通信料金の月極 割引 (タイプ2)	回線群を単位とする通話料金の月極 割引 (タイプ2)
メンバーズネット用電話に係る通話 に関する料金の月極割引 (逓増型)	メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引(逓増型)
メンバーズネット用電話に係る通話 等に関する料金の月極割引(定率型タ イプ1)	メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引(定率型タイプ1)
メンバーズネット総合ディジタル通信サービスに係る通信料金の月極割引(タイプ1)	メンバーズネット機能に係る通話料 金の月極割引(定率型タイプ1)
メンバーズネット用電話に係る通話 等に関する料金の月極割引(定率型タ イプ2)	メンバーズネット機能に係る通話料 金の月極割引(定率型タイプ2)
メンバーズネット総合ディジタル通信サービスに係る通信料金の月極割引(タイプ2)	メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引(定率型タイプ2)
フリーダイヤル通信の通信料金の月 極割引	フリーダイヤル通話の通話料金の月 極割引
回線群を単位とするフリーダイヤル 通信の通信料金の月極割引	回線群を単位とするフリーダイヤル 通話の通話料金の月極割引

2 この約款実施前に、NTTが旧約款の規定により預かった保証金(選択制による通話料金又は通信料金の月極割引に係るものに限ります。)については、この約款実施の日において、当社がNTTから引き継ぐものとし、その取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(付加機能に関する経過措置)

第4条 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している付加機能は、

ズ・ワイド)	
同一場所の回線群を単位とする通信	同一場所の回線群を単位とする通話
料金の月極割引	料金の月極割引 (テレワイズ・ワイド)
回線群を単位とする通話等に関する	回線群を単位とする通話料金の月極
料金の月極割引 (タイプ1)	割引 (タイプ1)
回線群を単位とする通信料金の月極	回線群を単位とする通話料金の月極
割引 (タイプ1)	割引 (タイプ1)
回線群を単位とする通話等に関する	回線群を単位とする通話料金の月極
料金の月極割引 (タイプ2)	割引 (タイプ2)
回線群を単位とする通信料金の月極	回線群を単位とする通話料金の月極
割引 (タイプ2)	割引 (タイプ2)

フリーダイヤル通信の通信料金の月	フリーダイヤル通話の通話料金の月
極割引	極割引
回線群を単位とするフリーダイヤル	回線群を単位とするフリーダイヤル
通信の通信料金の月極割引	通話の通話料金の月極割引

2 この約款実施前に、NTTが旧約款の規定により預かった保証金(選択制による通話料金又は通信料金の月極割引に係るものに限ります。)については、この約款実施の日において、当社がNTTから引き継ぐものとし、その取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(付加機能に関する経過措置)

第4条 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している付加機能は、

この約款実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、それぞ この約款実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、それぞ れこの約款の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。この場合にお れこの約款の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。この場合にお いて、次の表の左欄の付加機能は、それぞれ同表の右欄の付加機能に移行したものとしまいて、次の表の左欄の付加機能は、それぞれ同表の右欄の付加機能に移行したものとしま す。

クレジット通信機能(クレジット通信)	クレジット通話機能(クレジット通 話)
迷惑電話おことわり機能 フリーダイヤル用のもの	地域指定着信課金機能(フリーダイヤル) 追加機能 迷惑電話おことわり機能
ダイヤルパス機能 ダイヤルパス#機能 複数利用者番号登録機能(ユーザナン バ多重登録) 付加番号送出機能(事業所番号接続) 発着信規制機能 着信音識別機能 着信識別機能	メンバーズネット機能 追加機能 ダイヤルパス機能 ダイヤルパス #機能 複数利用者番号登録機能(ユーザ ナ ンバ多重登録) 付加番号送出機能(事業所番号接 続) 発着信規制機能 着信識別機能 着信識別機能
グループセキュリティー機能 基本通信モードによる通信により 利用 するもの	グループセキュリティー機能

す。

クレジット通信機能(クレジット通信)	クレジット通話機能(クレジット通 話)
迷惑電話おことわり機能 フリーダイヤル用のもの	地域指定着信課金機能 (フリーダイヤル) 追加機能 迷惑電話おことわり機能

附 則 (平成12年6月8日経企第382号)

(実施期日)

1 この改正規定は平成12年6月15日から実施します。

(月極割引の適用)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の月極割引は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後の規定により、同表の右欄の月極割引とみなして取り扱います。その場合の月極割引の適用については、3の規定を準用します。

メンバーズネット機能に係る通話料	メンバーズネット機能 (タイプ1) に
金の月極割引(定率型タイプ1)プラ	係る通話料金の月極割引 (定率型タイ
ン1	プ1)
メンバーズネット機能に係る通話料 金の月極割引(定率型タイプ1)プラ ン2	メンバーズネット機能(タイプ1)に係る通話料金の月極割引(定率型タイプ1)

3 この改正規定中、「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引 II 」又は「メンバーズネット機能(タイプ 1)に係る通話料金の月極割引(定率型タイプ 1)」を選択している利用回線又は契約者回線等(アクセス回線共用を行う場合においては、回線収容部とします。)に係る当該月極割引については、平成12年7月1日を起算日とする料金月から適用を開始します。

(経過措置)

- 4 この改正規定実施の日から平成12年6月30日までの間、料金表第1表第1(基本料金)の2-2(付加機能使用料)に規定するメンバーズネット機能(タイプ1)の料金額については、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 12 年 6 月 8 日経企第 382 号) (実施期日)

- 1 この改正規定は平成12年6月15日から実施します。
- 2 削除

3 削除

(経過措置)

4 削除

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 附 則 (平成 12 年 10 月 24 日経企第 1311 号)

(実施時期)

1 この改正規定は平成12年11月1日から実施します。

ただし、料金表第1表第2(通話に関する料金)の2-1-1(1)P(P)に係る改正規定並びに「メンバーズネット機能(タイプ1)に係る通話料金の月極割引(定率型タイプ1)」及び「メンバーズネット機能(タイプ2)に係る通話料金の月極割引(定率型タイプ1)」に係る改正規定については、平成12年12月1日から実施します。

(月極割引の適用)

 $2 \sim 6$ (略)

附 則 (平成13年2月22日経企第2280号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する料金着信払 通話及び電話会議機能を利用して行う当社の料金設定通話に係る通話料金 (特定協定事業 者の契約約款及び料金表に規定する会議参加回線から発信するものを除きます。) については、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとし、この改正規定中、第 2 (通話に関する料金) の 2 (料金額) 2-1-1 の(1)のアの(イ)(①の料金表のうち 秒数の改正に関する部分を除きます。) 並びに通話料金別表に規定する「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 II 」(秒数の改正に関する部分を除きます。)、「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引 II 」及び「メンバーズネット機能(タイプ 1)に係 る通話料金の月極割引 (定率型タイプ 1)」に関する部分については平成 13 年 5 月 1 日から実施します。

 $2 \sim 3$ (略)

附 則 (平成 12 年 10 月 24 日経企第 1311 号)

(実施時期)

1 この改正規定は平成 12 年 11 月 1 日から実施します。

(月極割引の適用)

 $2 \sim 6$ (略)

附 則 (平成 13 年 2 月 22 日経企第 2280 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する料金着信払 通話及び電話会議機能を利用して行う当社の料金設定通話に係る通話料金 (特定協定事業 者の契約約款及び料金表に規定する会議参加回線から発信するものを除きます。) については、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとし、この改正規定中、第 2(通話に関する料金)の 2(料金額) 2-1-1 の(1)のアの(イ)(①の料金表のうち 秒数の改正に関する部分を除きます。) 並びに通話料金別表に規定する「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 II 」(秒数の改正に関する部分を除きます。)、「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引 II 」に関する部分については平成 13 年 5 月 1 日から実施します。

 $2 \sim 3$ (略)

附 則 (平成13年3月30日経企第2627号)

(実施時期)

1 この改正規定は平成13年5月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引 II」((1)欄のカの規定を除きます。)、「メンバーズネット機能(タイプ 1)に係る通話料金の月極割引 (定率型タイプ 1)」及び「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」((1)欄のアの表中、改正後(エ)となる規定を除きます。)に関する規定については、平成 13 年 5 月 1 日以降を起算日とする料金月から適用を開始し、「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引 II」(1)欄のカの規定及び「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」(1)欄のアの表中、改正後(エ)となる規定については、平成 13 年 6 月 1 日以降を起算日とする料金月から適用を開始します。

(経過措置)

 $2 \sim 3$ (略)

附 則 (平成24年7月30日VV販200164号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。 (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している国際メンバーズネット機能に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年3月30日経企第2627号)

(実施時期)

1 この改正規定は平成13年5月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引 II」((1)欄のカの規定を除きます。)、「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」((1)欄のアの表中、改正後(エ)となる規定を除きます。)に関する規定については、平成 13 年 5 月 1 日以降を起算日とする料金月から適用を開始し、

「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅱ」(1)欄のカの規定及び「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」(1)欄のアの表中、改正後(エ)となる規定については、平成13年6月1日以降を起算日とする料金月から適用を開始します。

(経過措置)

 $2 \sim 3$ (略)

附 則 (平成 24年7月30日 V V 販 200164号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。 (経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和5年2月17日 CAS1 サ第 01018781 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 メンバーズネット機能において、当社が契約者に真にやむを得ない事情があると認め

附 則 (令和5年2月17日 CAS1サ第01018781号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

る場合であって、あらかじめその契約者と当社とで廃止日について合意できているとき は、令和5年12月31日を提供期限として、新たな付加機能の提供又は契約内容の変更 に係る請求を承諾します。その契約に係る料金その他の提供条件については、なお従前 のとおりとします。

- 3 当社は、附則2の請求等があったときは、次の場合に限り、その請求等を承諾します。
 - ア 電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。
 - イ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメンバーズネット機能 4 削除 及び国際メンバーズネット機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前の とおりとします。
- 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- いについては、なお従前のとおりとします。

3 削除

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの ↓ 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱 │ 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱 いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(令和5年11月27日 CAS1サ第000400002535-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年12月31日から実施します。ただし、地域指定特定番号着 信機能に係る規定については、令和6年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱 いについては、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 次に掲げる附則を令和5年12月31日をもって削除します。
- (1) 平成 11 年 7 月 1 日の附則の 第 2 条、第 3 条及び第 4 条のうち、メンバーズネッ ト機能に係る規定

(2)経企第 382 号 (平成 12 年 6 月 8 日) の附則の 2、3 及び 4
(3)経企第 1311 号 (平成 12 年 10 月 24 日) の附則の 1 のただし書き
(4) 経企第 2280 号 (平成 13 年 2 月 22 日) の附則の 1 のメンバーズネット機能に係る
月極割引についての規定
(5)経企第 2627 号 (平成 13 年 3 月 30 日) の附則の 1 のメンバーズネット機能に係る月極割引についての規定
(6) VV販 200164 号 (平成 24 年 7 月 30 日) の附則 2
(7) CAS 1 サ第 01018781 号 (令和 5 年 2 月 17 日) の附則の 2、3 及び 4
5 次に掲げる附則を令和 6 年 1 月 1 日をもって削除します。
(1)経企第 249 号 (平成 13 年 4 月 27 日) の附則 2
(2)経企第 635 号 (平成 13 年 6 月 27 日) の附則 6
(3) コボM500255 号 (平成 17 年 12 月 13 日) の附則 2